

国別登録簿利用規程

経済産業省及び環境省は、京都議定書及びこれに関連する国際会議の定めに基づき国別登録簿利用規程を定める。

第 1 条 目的

この規程は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書附属書 A に掲げる温室効果ガスに係るクレジットを我が国の法人が取得、保有及び移転できるよう、我が国の国別登録簿（以下「登録簿」という。）における口座開設、クレジットの登録及び移転記録手続きその他の登録簿の運営及び利用に関する事項を定めるものである。

第 2 条 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「管理者」とは、国別登録簿を維持及び管理する経済産業大臣及び環境大臣をいう。
- (2) 「京都議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書をいう。
- (3) 「記録」とは、本規程に定める条件に従い、クレジットの登録又は移転に際し、管理者が口座開設者の保有口座に対し電磁的な方法によりクレジットを記載又は抹消することをいう。
- (4) 「クレジット」とは、Assigned Amount Unit(以下「AAU」という。)、Certified Emission Reduction(以下「CER」という。)、Emission Reduction Unit(以下「ERU」という。)及びRemoval Unit(以下「RMU」という。)のいずれか又はこれらの総称をいい、二酸化炭素が有する温室効果に換算し、1 トンを単位として記録することとする。

AAU とは、京都議定書第 3 条第 7 項及び第 8 項の規定に基づいて計算された京都議定書附属書 国（以下「附属書 国」という。）の初期割当量について、附属書 国が自国の国別登録簿に発行したクレジットをいう。

CER とは、京都議定書第 12 条に基づき行われる CDM プロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、CDM 理事会の指示により CDM 登録簿の保留口座（pending account）に発行されるクレジットをいう。

ERU とは、京都議定書第 6 条に基づき行われる JI プロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、JI プロジェクトが行われた国の AAU が転換されて、同国の国別登録簿に発行されるクレジットをいう。

RMU とは、京都議定書第 3 条第 3 項及び第 4 項に規定する吸収源活動に関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、国別登録簿に発行されるクレジットをいう。

- (5) 「口座開設者」とは、国及び第 4 条の規定により登録簿に口座の開設を受けた者をいう。
- (6) 「CDM 理事会」とは、締約国会議の決定に従い、CDM プロジェクトを監督する機関をいう。
- (7) 「CDM 登録簿」とは、CER の発行、保有、移転及び獲得を正確に計上することを目的として CDM 理事会の指示により組成される電子データベースをいう。
- (8) 「CDM プロジェクト」とは、京都議定書第 12 条の低排出型の開発制度及び京都議定書の締約国会議その他これに関連する国際的合意（修正されたものも含む。）に定める条件に従い CDM 理事会の登録を受けたプロジェクトをいう。
- (9) 「JI プロジェクト」とは、京都議定書第 6 条の共同実施及び京都議定書の締約国会議その他これに関連する国際的合意（その後修正されたものも含む）に定める条件に従い、投資国及びホスト国が共同して行う温室効果ガスの排出削減又は吸収増大のためのプロジェクトをいう。
- (10) 「COP」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議をいう。
- (11) 「MOP」とは、京都議定書の締約国会議をいう。
- (12) 「約束期間」とは、京都議定書附属書 国 の温室効果ガス削減義務を達成すべき期間として、京都議定書、COP、MOP その他の国際的取決めにおいて定められる一定の期間をいう。

第 3 条 登録簿

1. 管理者は、登録簿を次の各号に掲げる口座に区分するものとする。

保有口座 クレジットを保有するための口座であって、国並びに次条の定めに従い我が国の法人のために開設する。

取消口座 クレジットの取消しを行う口座であって、次に掲げる事由ごとに開設する。

- ・ 京都議定書第 3 条第 3 項又は第 4 項に基づく吸収源活動により超過の排出が生じた場合に義務付けられるクレジットの取消し
- ・ 京都議定書第 3 条の排出削減義務が遵守できなかった場合に義務付けられるクレジットの取消し
- ・ その他の事由によるクレジットの取消し

償却口座 京都議定書第 3 条の義務の遵守のためにクレジットの償却を行う口座

2. 各口座には、口座番号を付する。
3. 口座に記載されるクレジットには、それぞれ次に掲げる事項を表すシリアル・ナンバーを付する。
 - A A U 約束期間、原産締約国〔IS03166 で規定されるコード番号により表示する。以下同じ。〕、AAUであることを識別する番号及び各クレジットに固有の番号（以下「クレジット特定番号」という。）
 - R M U 約束期間、原産締約国、RMUであることを識別する番号、クレジット特定番号及びRMUが発行された活動
 - C E R 約束期間、原産締約国、CERであることを識別する番号、クレジット特定番号及びCDMプロジェクトに固有の番号
 - E R U 約束期間、原産締約国、ERUであることを識別する番号、クレジット特定番号及びJIプロジェクトに固有の番号
4. 国別登録簿は、電磁的記録で作成するものとする。

第 4 条 口座開設

1. 国別登録簿に口座の開設を受けようとする者は、次項に掲げる事項に同意の上、次に掲げる事項を記載した申請書及び本人であることを証明する書類（第 9 条の規定により情報通信の技術を利用する方法による場合には、電子署名に係る電子証明書）を管理者に提出し、口座の開設を申請するものとする。

申請人の名称及び代表者の氏名
本店の所在地
担当責任者の氏名及び連絡先（所在地、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス）
2. 前項の申請を受けた管理者は、申請者が以下の事項の全てにつき同意していることを確認した場合には、登録簿に当該申請者のための保有口座を一に限り開設する。

申請者は、本登録簿に記載されるクレジットが京都議定書及び関連する国際合意による制約を受けるものであることを了解し、かかる制約により口座開設者に損害が生じても日本国政府により何ら補償されないこと。

申請者は、本規程が京都議定書及び関連する国際合意の創設、改廃、国内政策の変更等により必要に応じて変更されうるものであることを了解し、かかる規程の変更により口座開設者に損害が生じても政府により何ら補償されないこと。

申請者は、口座開設を受けた後の登録簿の利用につき、本規程の定めに従うこと。

3. 口座開設が完了した場合には、管理者は、口座開設者に対し、ユーザーID 及びパスワードを交付するとともに、口座開設が完了した旨、口座番号、代表者特定番号その他の必要事項を通知するものとする。
4. 管理者は口座開設者の申請により、パスワードを再交付することができる。
5. 管理者は、口座開設者の破産管財人、清算人、更生管財人その他口座開設者の財産の管理処分権限を有する者の申請により、処分権限を有する地位を合理的な方法において確認したうえで、当該保有口座に係る新ユーザーID 及び新パスワードの交付を行う等の措置をとることができる。

第5条 クレジットの登録記載

管理者は、次に定めるところに従い、口座開設者の口座に対しクレジットの登録記載を行うものとする。

CDM 登録簿において CER を保有する口座開設者は、CDM 登録簿管理者に対し、本登録簿における自らの口座情報を提供して本登録簿における自らの保有口座への CER の移転を申請するとともに、管理者に対し当該申請を行った旨を通知するものとする。

管理者は、口座開設者に対しクレジットを移転する旨の通知を CDM 登録簿より受けた場合、当該口座開設者の保有口座に対して CER の登録記載を行う。

第6条 クレジットの移転

1. 口座開設者は、自己の保有口座に記載されたクレジットについて他の口座に対する移転記録の申請を行う場合、管理者に対し、以下の事項を特定して申請を行うものとする。

移転を求めるクレジットの種別 [AAU / CER / ERU / RMU]

移転を求めるクレジットの約束期間及び原産締約国を示す符号

移転を求めるクレジットに係るプロジェクト又は活動に固有の番号 (CER、ERU、RMU の場合)

移転を求めるクレジットの量

移転先の口座番号

移転先の口座開設者名

2. 管理者は、前項の申請があった場合、当該口座開設者の保有口座における当該申請に係るクレジットについて、クレジット特定番号の小さいものから順次、クレジットの記載の抹消記録を行うとともに、移転先の保有口座に速やかに当該クレジットの移転記録を行うものとする。

3. 管理者は、前項に基づく記録を完了した場合には、速やかに本条第 1 項の申請を行った口座開設者及び移転記録を受けた口座開設者に対し、記録が完了した旨並びに移転及び抹消記録の内容を通知するものとする。
4. 管理者は、第 1 項の申請に不備がある場合、第 1 項の請求に係るクレジットの記載が移転記録の申請を行った口座開設者の口座になされていない場合又は移転先の口座開設者の保有口座が存在しない若しくは停止されている場合には、かかる移転記録の申請のすべてを受理しないこととし、その旨及び理由を当該口座開設者に対し通知する。

第 7 条 記録の過誤訂正手続

管理者は口座開設者のクレジットの登録又は移転若しくは抹消の記録につき過誤を発見した場合、当該過誤の訂正が可能な限度において当該過誤を事前に口座開設者に通知することなく訂正することができる。管理者はかかる訂正を行った場合、速やかに当該訂正により影響を受ける口座開設者に対して訂正の内容及び理由を通知するものとする。

第 8 条 登録簿の運営

1. 登録簿の運営業務の取扱時間は、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時までとする。
2. 管理者は、必要があると認める場合は、運営業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、管理者は、あらかじめ登録簿運営サイトにおいてその旨を公表することとする。
3. 管理者は、登録簿の運営設備の保守又は点検、システム変更、不正アクセス防止措置その他のやむをえない事由により登録簿の運営業務を停止することができる。この場合において、管理者は、登録簿運営サイトにおいて可及的速やかに運用停止を行う旨及び停止期間の予定に係る情報を公表することとする。
4. 本規程に基づき管理者が口座開設者に対して行う通知（第 4 条第 3 項及び第 11 条第 2 項の通知を除く。）は、登録簿運営サイトにおける当該口座開設者の口座情報表示画面において表示する方法により行うこととし、当該表示を行った日の翌日（当該翌日が平日でない場合には、当該表示を行った日の直後に到来する平日）をもって口座開設者に対する通知の到達時とみなす。

第 9 条 登録簿の利用

第 4 条の規定により口座の開設を受けようとする者及び口座開設者は、本規程に基づく申請、届出その他の手続等に関して、管理者が特に認める場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。この場合、口座開設者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に準じた手段及び方法によるものとする。

第 10 条 口座情報の取扱い

1. 下記に掲げる情報は、登録簿において公開されるものとする。（第 3 号の情報については、管理者が定める日における情報を公開することとし、集計を要する情報については、当該管理者が定める日から起算して過去 1 年間の記録を集計したものを公開することとする。）

(1) 各口座に関する情報

口座開設者名

口座の種別（保有口座、取消口座又は償却口座の別）

約束期間

口座開設者特定番号

担当責任者の氏名及び連絡先（住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）

(2) J I プロジェクトに関する情報（我が国で行われたプロジェクトに限る。）

プロジェクト名

プロジェクトの実施場所

ERU の発行年

J I プロジェクトに関する公表情報

(3) 各年の保有・取引情報

各口座における年初の各クレジットの総量

日本国政府に割当てられた AAU の総量

J I プロジェクトの結果発行した ERU の総量

他国の国別登録簿から移転を受けた各クレジットの総量及び移転元の口座及び登録簿

発行した RMU の総量

他国の国別登録簿に移転した各クレジットの総量及び移転先の口座及び登録簿

京都議定書第 3 条第 3 項及び第 4 項に基づく吸収源活動により超過の排出が生じたことにより取り消された各クレジットの総量

京都議定書第 3 条の排出削減義務が遵守できなかったことにより取り消された各クレジットの総量

その他の事由により取り消された各クレジットの総量

償却された各クレジットの総量

前の約束期間から繰り越された各クレジットの総量

各口座に記載されている各クレジットの量

第 11 条 口座利用の停止及び口座の廃止

1. 口座開設者が虚偽の申請を行った場合その他の重大な違反を行った場合には、管理者は当該口座開設者の保有口座利用を停止し、当該口座開設者に対してその旨の通知を行うこととする。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は当該口座開設者の保有口座を廃止した上、当該口座開設者に対しその旨の通知を行うこととする。かかる通知の到達により本規程に基づく口座利用関係（次項に基づく移転記録の申請を除く。）は終了するものとする。
 口座開設者から口座を廃止する旨の申出があった場合
 管理者が登録簿管理業務を廃止する場合
 前項による口座利用の停止に係る通知の到達後 30 日以内に口座開設者が口座利用の停止の原因となった違反状態を解消できなかった場合

3. 前項第 1 号及び第 3 号の場合において、廃止される口座に記載されたクレジットにつき、当該口座の口座開設者は、同各号により口座利用が終了した日から 10 日以内に他の口座開設者の保有口座又は償却口座に対する移転記録の申請を行うものとする。上記期間内に移転申請がなされない場合には、管理者は政府の保有口座又は償却口座に移転記録を行う等の措置をとることができる。

4. 管理者は登録簿管理業務を廃止する場合には、あらかじめ口座開設者に対して廃止する旨その他の必要事項を通知するものとする。

第 12 条 口座開設者の地位の譲渡及び担保差し入れ

口座開設者は本規程に基づく口座開設者たる地位及び権利義務を第三者に対し譲渡、移転、担保差し入れその他の処分をすることはできない。

第 13 条 変更の届出

1. 口座開設者は、第 4 条に基づき口座開設を受けるに際して提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかにかかる変更内容を届け出なければならない。

2. 口座開設者が前項の変更に係る届出を怠ったために、本規程に基づく管理者からの通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

第 14 条 免責

1. 管理者が各口座開設者の電子署名の確認その他本規程に基づく確認手続を経てクレジット移転記録の申請を受理し、これに基づきクレジットの移転に係る処理を行った場合、当該電子署名等につき第三者の不正使用その他の事故に起因して又はこれに関連して口座開設者に発生した損害につき、管理者は一切の責任を負わない。
2. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問わない。）口座開設者との間の通信回線（有線、無線であるとを問わない。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連して本規程に規定する登録記載、移転記録の申請の遅延、不能又はこれらに関する誤処理がなされたことにより口座開設者に発生した損害につき、管理者に重大な過失がないかぎり、管理者は一切の責任を負わない。
3. 管理者は、第 4 条第 5 項の規定による新ユーザー ID 及び新パスワードの交付、当該口座開設者が保有するクレジットに関連してこれらの者の申請に基づき行った移転記録その他の行為につき、重大な過失がないかぎり一切の責任を負わない。
4. 管理者は、口座開設者のクレジットにつき差押えを行う等の裁判所の命令の送達を受け、これに従って行動した場合、仮に口座開設者その他の第三者に発生した損害につき、一切の責任を負わない。

第 15 条 準拠法及び裁判管轄

本規程は日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとし、管理者と口座開設者の間において本規程に起因して又は関連して生じた一切の紛争につき、東京地方裁判所が第一審の非専属的合意管轄を有する。

第 16 条 規程変更

1. 本規程は、京都議定書及び関連する国際合意の創設、改廃、国内政策の変更等により、必要に応じて変更されるものとし、管理者は、あらかじめ本規程を変更する旨及び変更後の規定を登録簿運営サイトにおいて公表するものとする。当該変更につき同公表において定める日までに口座開設者の異議の申し出がない場合には、口座開設者は当該変更後の規程に同意したものとみなす。
2. 規程の変更に異議のある口座開設者は、上記公表において定める日までに異議の申し出を行うこととし、当該異議の申し出のあった日から 30 日以内にその保有するすべてのクレジットにつき、他の口座開設者の保有口座又は償却口座に対する移転記録の申請を行うこととする。

当該異議の申し出のあった日から 30 日が経過した場合、当該口座開設者に係る口座を廃止することとし、管理者は、当該口座開設者の保有口座に記載されているクレジットにつき、政府の保有口座又は償却口座に移転記録を行う等の措置をとることができる。

第17条 雑則

他国の国別登録簿からのクレジットの登録記載、他国の国別登録簿へのクレジットの移転については、国別登録簿間のクレジットの移転手続が定められた後に規定の整備を行うこととする。